

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年10月7日

【四半期会計期間】 第124期第3四半期(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)

【会社名】 丸八倉庫株式会社

【英訳名】 Maruhachi Warehouse Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 峯島 一郎

【本店の所在の場所】 東京都江東区富岡2丁目1番9号

【電話番号】 03(5620)0809(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長兼情報システム部長 宮沢 浩元

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区富岡2丁目1番9号

【電話番号】 03(5620)0809(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長兼情報システム部長 宮沢 浩元

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第123期 第3四半期 連結累計期間	第124期 第3四半期 連結累計期間	第123期
会計期間	自 2017年12月1日 至 2018年8月31日	自 2018年12月1日 至 2019年8月31日	自 2017年12月1日 至 2018年11月30日
売上高 (千円)	3,694,874	3,797,608	4,995,226
経常利益 (千円)	393,992	578,323	562,014
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	254,986	385,693	381,671
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	112,408	290,137	204,829
純資産額 (千円)	9,062,769	9,351,988	9,155,190
総資産額 (千円)	15,998,019	15,702,230	16,027,084
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	43.71	66.12	65.43
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	56.5	59.4	57.0

回次	第123期 第3四半期 連結会計期間	第124期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年6月1日 至 2018年8月31日	自 2019年6月1日 至 2019年8月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	22.10	24.38

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社2社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響のほか、海外経済動向の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意を要する状況ながら、企業収益は高い水準で底堅く推移し、設備投資も緩やかな増加傾向にあったほか、雇用・所得環境も改善が続き、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しました。

このような経済情勢にあって、物流業界におきましては、国内貨物の荷動きは堅調に推移し、保管残高数量・金額ともに前年比増加傾向が続いているものの、競争の激化や人手不足等を背景としたコスト高により、厳しい状況が続いております。また、不動産賃貸業界におきましては、需給改善の兆しはあるものの賃料水準の本格的回復には至っておりません。

このような状況の下、当社グループは「新中期経営計画（2019 - 2023）」に掲げた事業戦略に基づいて、各施策を着実に実行しながら業績の確保に努めております。物流事業においては、きめ細かなサービスを提供しながら、既存顧客との取引拡大や新規顧客の獲得に努めており、各営業所の稼働率は高い水準で推移しております。また、不動産事業においては、賃貸マンション、賃貸オフィスビルともに安定的に稼働しており、収益基盤の増強が図られつつあります。

この結果、売上高は不動産事業の伸長を主因として前期比102百万円（2.8%）増の3,797百万円となりました。また、営業利益は諸経費の削減等により前期比141百万円（33.3%）増の566百万円となり、経常利益は前期比184百万円（46.8%）増の578百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は前期比130百万円（51.3%）増の385百万円となりました。

セグメント別の経営成績は、次の通りであります。

物流事業

物流事業では、保管料収入は増加したものの、一部のサブリース契約終了等に伴い売上高は前期比37百万円減の3,332百万円となり、セグメント利益は運賃コスト等の増加により前期比10百万円減の664百万円となりました。

不動産事業

不動産事業では、不動産賃貸料が増加したことにより、売上高は前期比140百万円増の465百万円となり、セグメント利益は前期比116百万円増の226百万円となりました。

財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、流動資産および固定資産ともに減少し、前期末比324百万円減少の15,702百万円となりました。負債は、長期借入金の減少等により前期末比521百万円減少の6,350百万円となり、純資産は前期末比196百万円増加の9,351百万円となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は59.4%となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様が決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、「お客様に完全な業務を提供する」「社業の発展を通じて市民生活の向上に貢献する」「人間尊重の経営に徹する」を経営理念とし、経営基盤の強化と業績安定・向上に努めてまいりました。

今般、当社は、内外の環境変化に的確に対応しながら、さらなる成長を果たすため、新中期経営計画（2019 - 2023）を策定いたしました。

当社は創業85周年を迎えますが、これまで時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、上場企業として当社と関わりを持つ利害関係者（株主、従業員、顧客、地域社会等）に対する使命と責任を果たし、継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための 取組みの概要

(1) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、上記1に記載の基本方針に沿ったものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

(2) 本プランの内容

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、()当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は()当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(4) 株主及び投資家の皆様への影響等

本プランによる買収防衛策の継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランによる買収防衛策の継続に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の継続が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当事者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当事者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当事者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,200,000
計	19,200,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年10月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,300,000	7,300,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株でありま す。
計	7,300,000	7,300,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年6月1日～ 2019年8月31日	-	7,300	-	2,527,600	-	2,046,936

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,466,700		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,830,800	58,308	同上
単元未満株式	普通株式 2,500		同上
発行済株式総数	7,300,000		
総株主の議決権		58,308	

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の64株が含まれております。

【自己株式等】

2019年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸八倉庫株式会社	東京都江東区富岡2-1-9	1,466,700		1,466,700	20.09
計		1,466,700		1,466,700	20.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年6月1日から2019年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2018年12月1日から2019年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	830,298	1,119,999
受取手形及び営業未収入金	333,727	331,232
その他	409,529	88,828
流動資産合計	1,573,555	1,540,060
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,896,576	6,671,014
機械装置及び運搬具（純額）	144,693	134,836
土地	5,074,252	5,155,314
その他（純額）	244,651	216,230
有形固定資産合計	12,360,175	12,177,396
無形固定資産		
借地権	72,372	72,372
その他	42,618	36,643
無形固定資産合計	114,991	109,016
投資その他の資産		
投資有価証券	1,337,724	1,199,304
従業員に対する長期貸付金	708	-
差入保証金	477,485	451,980
会員権	9,978	9,978
退職給付に係る資産	-	15,090
繰延税金資産	26,719	26,505
その他	125,746	172,898
投資その他の資産合計	1,978,363	1,875,757
固定資産合計	14,453,529	14,162,170
資産合計	16,027,084	15,702,230

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年8月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	129,223	112,137
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	553,176	553,176
未払金	15,702	11,963
未払費用	104,437	43,673
未払法人税等	127,773	97,832
未払消費税等	10,648	101,194
前受金	161,575	151,563
賞与引当金	-	23,891
その他	9,125	17,734
流動負債合計	1,211,662	1,213,167
固定負債		
長期借入金	4,365,045	3,956,363
繰延税金負債	551,120	508,736
役員退職慰労引当金	139,273	102,520
退職給付に係る負債	8,272	-
長期預り保証金	573,002	545,937
その他	23,517	23,517
固定負債合計	5,660,231	5,137,075
負債合計	6,871,894	6,350,242
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,527,600	2,527,600
資本剰余金	2,046,936	2,046,936
利益剰余金	5,578,139	5,870,500
自己株式	1,275,062	1,275,070
株主資本合計	8,877,613	9,169,966
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	253,488	157,452
その他の包括利益累計額合計	253,488	157,452
非支配株主持分	24,089	24,569
純資産合計	9,155,190	9,351,988
負債純資産合計	16,027,084	15,702,230

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2017年12月1日 至2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2018年12月1日 至2019年8月31日)
売上高	3,694,874	3,797,608
売上原価	2,804,662	2,797,316
売上総利益	890,212	1,000,292
販売費及び一般管理費	465,187	433,526
営業利益	425,024	566,765
営業外収益		
受取利息	387	515
受取配当金	23,349	24,119
保険解約返戻金	-	4,164
その他	3,826	6,354
営業外収益合計	27,563	35,154
営業外費用		
支払利息	24,161	23,582
支払手数料	34,433	-
その他	-	13
営業外費用合計	58,595	23,596
経常利益	393,992	578,323
特別利益		
有形固定資産売却益	9	89
特別利益合計	9	89
特別損失		
有形固定資産除却損	474	3,028
有形固定資産売却損	-	8
出資金清算損	5,331	-
特別損失合計	5,805	3,036
税金等調整前四半期純利益	388,196	575,376
法人税等	132,363	189,203
四半期純利益	255,832	386,173
非支配株主に帰属する四半期純利益	846	480
親会社株主に帰属する四半期純利益	254,986	385,693

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
四半期純利益	255,832	386,173
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	143,424	96,035
その他の包括利益合計	143,424	96,035
四半期包括利益	112,408	290,137
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	111,562	289,657
非支配株主に係る四半期包括利益	846	480

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
減価償却費	330,924千円	346,464千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年2月23日 定時株主総会	普通株式	93,331	16	2017年11月30日	2018年2月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年2月22日 定時株主総会	普通株式	93,331	16	2018年11月30日	2019年2月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注) 2
	物流事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,370,532	324,341	3,694,874		3,694,874
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,370,532	324,341	3,694,874		3,694,874
セグメント利益	674,720	109,241	783,962	358,937	425,024

- (注) 1. セグメント利益の調整額 358,937千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注) 2
	物流事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,332,543	465,065	3,797,608		3,797,608
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,332,543	465,065	3,797,608		3,797,608
セグメント利益	664,371	226,210	890,582	323,817	566,765

- (注) 1. セグメント利益の調整額 323,817千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	43円71銭	66円12銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	254,986	385,693
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	254,986	385,693
普通株式の期中平均株式数(株)	5,833,246	5,833,238

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

固定資産の取得について

2019年9月17日開催の取締役会において、以下のとおり固定資産を取得することを決議し、2019年9月30日に契約を締結いたしました。

1. 取得の理由

事業用地とするため。

2. 取得先の概要

取得の相手先の意向により公表を控えさせていただきます。なお、当社と取得先の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はなく、関連当事者にも該当しません。

3. 取得資産の概要

資産の種類 土地及び建物
所在地 埼玉県所沢市
土地面積 4,948.46㎡(登記簿)

なお、既存建物については解体し倉庫を建設予定としておりますが、倉庫建物の建設計画及び価額については未定です。

4. 取得の日程

2019年9月30日 不動産売買契約締結
2019年12月(予定) 決済及び引渡し

5. 取得価額

680百万円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年10月3日

丸八倉庫株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井達哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八代輝雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸八倉庫株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年6月1日から2019年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年12月1日から2019年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸八倉庫株式会社及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。